

同窓裁判官の近況

副幹事長 杉山英巳

一 中央大学に学んだことのある裁判官の状況については、しばしば報告されている（昭和五五年一二月当時の本会副幹事長糟谷忠男氏の「裁判所関係会員の近況」、中大法曹第六集六五頁、判例タイムズ編集長香取久義氏（昭三六年卒）の「学員」裁判官の現況）（以下、学員時報昭和五六年二月一〇日号、同五七年二月一〇日号参照）。裁判所に勤務する者同志でも、個人的に交際する者でないと、裁判官の出身大学については互によく判らないのが普通である。このことは、職場で出身大学が特別な関心の対象にならないためでもあって、一面では好ましい現象である。しかし、互に仲間うちで出身大学を知つてはならないものではないことは勿論であり、フランクに自分の母校を開陳し、母校の異なる者の間で（司法研修所発足後も司法院修所といふ法曹一元の心情的）競い合つて職務に尽すことも望ましいことである。それのみか、母校を共通にし、よな根になる共通の母校を持つていが）、似た思い出や類似の青春の体験をもつ者の間では、概ねより早く互を理解したり、親しみを持つたりすることは一つの事実である。また、同窓者の活躍振りは、他の同窓者の楽しみであり、心の支えにもなり得る。若い人々にとっては特にそうであると思う。このような心情は、ごく自然のもので、あながちこれを否定すべきではない。本学の場合には、幸か不幸かこのような心情を強調しても社会の非難を招くほど社会での勢力は強くなく、現状では今なおこの心情を確認し合うことに積極的意義があると思う。この意味で、現職同窓裁判官の近況の一端を御報告

する（なお、本学の学員については、中央大学学員会規則四条、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）二七条二項に厳格な定義があり、学員会支部でもある本会の会員も、都内居住者勤務又は趣旨賛同者である学員法曹という要件が一応あって、単に母校に学んだだけでは、単純に学員裁判官、会員裁判官と言い難いようであるが、ここで、大学等の組織規定とは無関係に、右の心情をもたらす源泉としての母校に学んだ裁判官という意味で、同窓裁判官と呼んでみた。）。

二 最高裁判所判事には木戸口久治氏（高輪一期）がおられる。木戸口裁判官は、弁護士会の要職を歴任され、故谷村唯一郎、故五鬼上堅磐、故柏原語六、大塚喜一郎及び塙本重頼各学員最高裁判事に続いて、昭和五七年四月最高裁に入られたが、母校の役職や本会前幹事長も勤めて来られ、母校、本会及び後輩裁判官に極めて強い关心と情熱を持っておられるのであって、まことに心強い限りである。同裁判官は、塙本重頼裁判官の後を受けて、南甲法窓会裁判所部会の会長もしておられる。南甲法窓会裁判所部会は、結成三〇周年を過ぎた本会よりも歴史が古く、昭和初年に同窓の在京判検事が集つて発足し（名称は母校の所在地の南甲賀町（駿河台）にちなむ。裁判会を避けた法窓会とした由である）、戦後検察法務関係者とは独自の道を歩み、現在在京、周辺の学員裁判官で構成され（尤も、それは転勤である。）てゐる自然発生的な懇親目的だけの会であり、本会と目的構成が重なつていて、実際上本会の裁判所部会の趣きを呈している。塙本前裁判官は、木戸口裁判官に先立ち、昭和五四年四月最高裁判事に就任され、精力的に活躍され、われわれ後進の大きな期待をも集めておられたが、病を得られ、定年を前に昭和五六年一〇月退官され、以来御静養に専念しておられる由である。塙本前裁判官が再びわれわれの先頭に立つてお働きになる日の近いことを祈つてやまない。大塚前裁判官は、今なお元気で各方面に活躍しておられる。

最高裁にはその国政における重要さに相応しい強力な補佐機構があり、そこに下級裁判官の身分を持つ優秀なスタッフが最高裁要員として多数勤務していることはよく知られている。裁判機関である最高裁の最も重要な補佐機関は、最高裁判所調査官であり、同窓の伊藤豊子（17期）、太田豊（17期）及び佐藤久夫（23期）の各氏が同調査官として活躍している。司法行政機関としての最高裁の補佐機構には、九局課（六局長一課長）から成る事務総

局があるほか、付属機関として三研修所及び最高裁判所図書館がある。事務総局刑事局長の小野幹雄氏（7期）も同窓で、司研教官、東京地裁部総括を経て昭和五六年二月から現職にあり、同五八年二月からは最高裁図書館長も兼任される。民事局には佐藤歳二氏（16期）が司研教官、東京地裁判事を経て昭和五七年八月から第一課長兼第三課長に就いており、同年四月に土居葉子判事補（28期）が女性として初めて局付裁判官に就任した。行政局には昭和五六年四月から秋山寿延氏（22期）が課長に次ぐ行政参事官として活躍している。司法研修所には、民裁教官の山本和敏（13期）、平手勇治（19期）、刑裁教官の新矢悦二（13期）の各氏がいる。山本教官は、元福岡高裁事務局長であるが、本会事務局次長も勤めるほか、南甲法窓会裁判所部会の代表幹事でもある。新矢教官は、最高裁調査官、東京高裁判事を経ている。毎年司研に入る同窓司法修習生の比率からいえば、同窓教官数がもっと増えてよいのではないかの感を受ける。若い同窓裁判官の奮起が望まれる。書記官研修所の中核である事務局長には刑事局付等を経た河邊義正氏（19期）が気を吐いている。

三 下級裁判所に勤務する同窓裁判官は、簡易裁判所判事を除き、二八〇名位、全体の約一五パーセントの多数に達する模様であり、大きな力を秘めている。今、その詳細を示す余裕がないので、本会々員を中心とした無味乾燥なら列式の素描でお許しいただきたい。唯、下級裁判所裁判官の最高位である高裁長官に同窓裁判官が就任した例は、弁護士から事務総長、大阪高裁長官になられた故五鬼上元裁判官以外なく、裁判官の本道が現場の裁判にあるとはいえ、多数の検事長を輩出する同窓検察官の活況に比しても、残念というほかはない。

(1) 東京高裁 ここには合計二九か部があり、部総括裁判官は、地家裁所長を経験された方が就くのが慣例で、裁判所においてその地位は非常に高く評価される。現在唯一人の学員同高裁部総括である岡垣学氏（1期）は、長崎家裁、静岡家裁及び宇都宮地裁の各所長を経て、前同高裁部総括（長官代行）寺尾正二氏等に統き、昭和五五年一

二月第一四民事部部総括に就任された。岡垣判事は、早くから学究としても知られ、昭和五六年三月母校から法学博士号を授けられている。東京高裁判事としては、民事部に福岡高裁那覇支部長を経た藤原康志氏（6期）のほか、奥平守男氏（10期）、川上正俊氏（10期）がおり、刑事部に荒木勝巳氏（12期）、松本光雄氏（13期前調査官）及びその末席に筆者（11期）がいる。同高裁判事の職務を代行する東京地裁判事には、舟橋定之氏（13期）、須藤繁氏（18期）、松岡靖光氏（21期元書研教官）及び渡辺等氏（24期）がいる。

(2) 東京地裁判本庁 ここにも民刑合計六四か部あるが、学員の部総括は、民事部の原島克巳氏（10期）、村重慶一氏（11期）の二人だけである。両氏とも多くの著作がある。民事局第一課長等を経ている部総括の三宅弘人氏（13期）は、他大学卒業後本学専攻科に学んだ由なので、ここでの同窓裁判官に加えたい。ほかに、野崎悦宏（16期）、河野信夫（17期前司研教官）、大藤敏（18期）、鈴木秀夫（18期）及び海保寛（18期）の各氏など二七名の判事判事補があり、まことに多士済済である。なお、元司研教官の並木茂氏（16期）は、東京地裁判事から法務省訟務局にに向し、現在行政訟務第一課長である。

(3) 東京家裁本庁では青山惟通氏（4期）が所長代行であり、部総括高信雅人氏（8期）のほか判事二名が執務している。東京地家裁八王子支部には、神田正夫部総括（8期）、川瀬勝一氏（10期）、竹田稔氏（10期）、元吉麗子氏（11期）及び判事判事補四名がいる。

(4) 周辺三庁管内 横浜地裁本庁の部総括に浅香恒久（8期）、斎藤昭（8期）、茅沼英一（9期）及び佐野昭一（9期）の各氏がいるが、浅香氏は、名古屋高裁事務局長、東京地裁部総括を経ているばかりでなく、本会前副幹事長である。他に判事判事補七名の同窓がいる。同家裁本庁に長西英一氏（9期）及び判事補一名がおり、川崎支部に石田実秀氏（13期）、小田原支部に野沢明氏（11期）がいる。浦和地裁本庁には、いずれも東京高裁から赴任した

所長代行久保武氏（4期）、民事部部総括糟谷忠男氏（7期元家庭局付）のほか、刑事部部総括大関隆夫氏（7期）がおり、六名の判事判事補がいる。管内に川越支部長井田友吉氏（5期元調査官）、熊谷支部長篠清氏（7期）のほか二名の判事がいる。千葉では、山崎宏八氏（昭和17年試補）、大沢博氏（2期）と二代続いた同窓の家裁所長がいずれも退官され、地家裁本庁に判事判事補二名が、管内に松戸支部長高山政一氏（3期）、八日市場支部長木村輝武氏（10期）、一宮支部長円井義弘氏（18期）がいる。

(5) その余の東京高裁管内には、水戸地裁部総括龍前三郎（9期）、同地家裁土浦支部長松岡登（7期元書研教官）、宇都宮地家裁柄木支部長林田益太郎（5期）、前橋地家裁高崎支部長柳原嘉麟（3期）、静岡地裁部総括千葉庸子（7期）、同沼津支部部総括穂原孟（13期）、浜松支部部総括古口満（15期）、甲府地裁所長代行三井喜彦（7期）、長野地裁所長代行小林宣雄（10期）、同地家裁上田支部長太田浩（10期）、新潟地裁部総括宮嶋英世（15期元司研教官）の各氏及び判事判事補一七名がいる。

四 他の高裁管内に目を転ずるならば、大阪高裁部総括に唐松寛（1期）、仲西二郎（1期）、尾鼻輝次（2期）、村上幸太郎（3期元司研教官）の各氏がおられ、概ね所長を経験している。現職所長又は所長経験者は、名古屋高裁部総括宮本聖司（2期松江地家裁）、岐阜地裁、広島家裁所長高沢広茂（2期）、広島高裁部総括竹村寿（1期岡山家裁）、同千場義次（2期松江地家裁）、熊本家裁所長首藤武兵（4期）、那覇地裁所長秋吉稔弘（6期）、同家裁所長高木典雄（7期元調査官）、仙台高裁部総括中川文彦（2期福島家裁）、同佐藤幸太郎（2期、秋田地、福島地裁）、高松家裁所長小沢博（3期）の各氏である。前金沢地裁所長の大前邦道氏（3期）は、昨年一〇月退官した。高裁部総括には仙台高裁の福田健次（2期）、札幌高裁の滝田薰（3期）、高松高裁の菊地博（3期）の各氏及び福岡高裁那覇支部長新海順次氏（6期）がおり、高裁事務局長に仙台高裁の本郷元（15期）、高松高裁の田村承三（12期）

の両氏がいる。地家裁部総括・支部長は、大阪二名、京都二名、神戸四名、名古屋三名、仙台二名、札幌二名、釧路二名、広島、和歌山、鳥取、佐賀、函館、旭川各一名であり、更にかなりの員数の地家裁判事判事補がいる。以上のはか、全国に同窓簡易裁判所判事が八〇名位いる模様であり、裁判官以外で、裁判実務、司法行政の上で重要な役割をはたしている一般職幹部等のなかにも相当数の同窓がいると推定される。右の簡易裁判所判事や一般職幹部等の諸氏との心情的な交流・協力も欠かすことのできない点であろう。

五 以上の同窓裁判官の近況は、先ごろ木戸口裁判官から御教示いただいたところと筆者の乏しい個人的知見に基いたものである。筆者の知見に誤りがあるかも知れないのに、大方の御叱正を得たい。なお、本稿は、四月の定期的人事異動の前に書かれたものなので、公刊のころにはすでにかなりの相違が生じているだろうこともお断りして置きたい。また、本稿は、主として若い同窓の法曹に多くの先輩裁判官の活躍振りの客観的一面を知つて貰い、その心の支えと励ましにして欲しいと願つて記したものであつて、少しでもそのように役立つてくれることを望んでゐる。

（昭和五八年三月一二日記）

〔追記〕 本文執筆後に発令された人事異動について触れたい。同窓の地家裁所長が更に三名生れ、秋田地家裁所長に福田健次氏（前仙台高裁部総括）、福島家裁所長に青山惟通氏（東京家裁所長代行）、函館地家裁所長に井田友吉氏（浦和地家裁川越支部長）がそれぞれ就任した。また、四月一日前後の定期的人事異動で、行政参事官秋山寿延氏が行政局第二課長に、那覇地裁判事井上広道氏（16期）及び東京高裁代行裁判事松岡靖光氏が最高裁調査官に、福岡高裁那覇支部長新海順次氏、鳥取地裁部総括鹿山春男氏（8期）及び東京地裁八王子支部判事竹田稔氏が東京高裁判事に、札幌地裁部総括生島三則氏（14期）が東京地裁刑事部部総括に変つたほか、最高裁調査官太田豊氏が名古屋地裁判事に、東京高裁判事松本光雄氏が東京地裁八王子支部部総括に移つたなど多くの同窓裁判官の異動があつた。

検事会員の近況

副幹事長 崎田四郎

最近、全国的な大異動があつたため必ずしも正確な把握はなされていないが、わかつた限りでの四月七日現在における本学出身の在京検事数は、会計八七名であつて、その内訳は、

法務省関係に、岩田農夫・公安調査次長、中重正人・同序・総務部長、水崎松夫・関東公安調査局長、寺西輝泰・人権擁護局・総務課長、樋口哲夫・法務総合研究所・教官、子原英和・同教官、宗像紀夫・同教官、佐々木博章・同教官、監野健彦・同教官、永野義一・同教官など一四名。

最高検に、川島興・岩下肇・野村幸雄・小林康人の四検事、
東京高検に、隈井光・公安部長、廣畠速登・総務部長など三名、

東京地検に、秋山真三・王子支部長、宮本喜光・総務部長、山邊力・刑事部副部長、土屋守・同副部長、堀口勝正・同副部長、中津川彰・公安部副部長、遠藤源太郎・交通部副部長、水流正彦・公判部副部長など四六名（第三五期新任検事を除く）、

東京法務局に、設楽英夫・局長など四名、

司法研修所に、中鶴聰・寺尾淳・鈴木芳夫の三教官

総理府青少年対策本部に佐野真一参事官

衆議院法制局に福井大海第二部第一課長

となる。

ちなみに、東京地検検事の約三二パーセントは本学出身者で、横浜・浦和・千葉の三地検における本学出身検事（横浜が竹村照雄検事正以下の三四名、浦和が今野健次席検事以下の二一名、千葉が清沢義雄公判部長以下の六名）も合わせてみると、首都圏四地検検事の三分の一強は本学出身者である。そして、このほど、第三五期新任検事五三名中、三三名が東京地検に配属されたが、そのうち七名が本学出身者となつてゐる。

なおこの機会に、検事正以上の本学出身現職検察官及び法務局長（いづれも東京勤務経験者）を敬称略・順序不^ト同で掲げさせていただく。

検事長（二名）

栗本 六郎（大阪） 田村 秀策（福岡）

検事正（二七名）

○東京高検管内

竹村 照雄（横浜） 宮本富士男（宇都宮） 三上 庄一（前橋）

○大阪高検管内

中川 一（京都）

○名古屋高検管内

大槻 一雄（津）

○広島高検管内

藤本 一孝（山口）

品田 賢治（松江）

○福岡高検管内

相沢 重一（佐賀）

中野 国幸（長崎）

○仙台高検管内

八巻 正雄（福岡）

村上 格一（秋田）

○札幌高検管内

水原 敏博（札幌）

渡邊 芳信（旭川）

○高松高検管内

大西 郁夫（松山）

法務局長

設楽 英夫（東京）

加藤 晴明（福岡）

原 弘（大分）

瀧岡 順一（熊本）

小野 慶造（青森）

昭和五七年一月一八日

中央大学法曹会

幹事長 潤國雄

中央大学法曹会会則改正委員会

委員長 信 部 高 雄 殿

諮詢問事項

中央大学法曹会会則改正の必要があるか、あるとすればどのように改正すべきであるかについて諮詢する。

諮詢理由

一、中央大学法曹会は、会員二〇〇〇余名を数えるに至り、定期総会の出席者は一〇五名に及ぶこととなつたので、同会々則第十条の「総会においては幹事長が議長となる」旨の条項を改正して、総会において議長に選任された会員をもって総会の議事を運営すべきではないかと考えられるので、左記会則改正案を附して諮詢に及ぶ次第である。

記

中央大学法曹会会則改正案

(改正会則)

第十条

(一、二、三項従前どおり)

四項(新設)

(現会則)

第十条

(一、二、三項略)

四項

総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名より行う。

総会においては幹事長が議長となる。

五項（新設）

議長は幹事長の提案する議事を総会に諮り、これを審議する。

六項（新設）

副議長は議長を補佐する。

七項（順番変更）

（現会則第十条五項を当てる。）

附則（新設）

この会則第十条四、五、六、七項は昭和五七年五月日から施行する。

答申書

本会の会則中一部改正の可否につき諮問を受けた事項につき当委員会は審議の結果を別紙のとおり答申します。

昭和五七年三月二九日

中央大学法曹会会則改正委員会

委員長 信 部 高 雄

中央大学法曹会

幹事長 瀧 澤 國 雄 殿

別 紙

五項

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

当委員会は昭和五七年一月二七日を第一回とし、同年三月五日、三月二九日の三回にわたり委員会を開催して審議した結果次のとおり決定した。

記

一、 諮問事項

総会の審議に当り議長制を採用することの可否並びにこれを可とする場合の会則改正要綱

二、 諮問事項に対する当委員会の意見

1 総会の審議につき議長制を採用することが望ましい。

本会会則第十条には「総会においては幹事長が議長となる」と規定しているが、幹事長は元来総会に議案を提出する者であるにかかわらず、その議案の審議に当り議長となることは審議の公正を期すためには適切でないので、この際議長制を採用することが望ましい。

2 議長制を採用する場合の会則改正要綱は次のとおりである。

改正会則案

第十条

(一、二、三項は従来どおり)

四項 (新設)

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当る。

五項 (新設)

議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

六項（新設）

副議長は議長を補佐する。

七項（順番変更）

（現会則第十条五項を当てる）

右会則改正は昭和五七年六月一日から施行する。

昭和五七年一月一八日

中央大学法曹会

幹事長 灌澤國雄

中央大学法曹会会則改正委員会

委員長 信部高雄殿

諮詢理由

中央大学法曹会は、昭和二十八年中央大学学員会職域支部第一号として承認され、以来三十年他の学員会支部と協力して母校の興隆発展のため努力を続けて来た。

本会は会則第五条により役員として幹事長一名、副幹事長五名、常任幹事五十名以内、幹事二百名以内、会計監事五名以内を以て会務運営に当つて來た。特に幹事長は会則第九条により本会を代表し会務を掌理し、学員会の支部長となることに定められているが、その任期は二年であり、会務運営の継続並に他支部の役員との比較などを考慮すると、この際南甲俱楽部、国会白門会、学員体育会その他の有力支部と同様、会長制を設置すべきであ

ると考へるので、本会の代表者並に会務統轄者として会長を置くよう会則第五条、第九条を改正するよう諮問する次第である。

答申書

本会の会則中一部改正の可否につき諮問を受けた事項につき当委員会は審議の結果を別紙のとおり答申します。

昭和五八年四月一二日

中央大学法曹会会則改正委員会

委員長 信 部 高 雄

中央大学法曹会

幹事長 瀧 澤 國 雄 殿

別紙

当委員会は昭和五七年七月八日、同年九月一六日、昭和五八年四月一二日の三回にわたり委員会を開催し、その間本会の顧問、参与、幹事二三〇名に対しアンケートを実施し、その結果に基づき審議した結果次のとおり決定した。

記

一、 諮問事項

当会に会長制を設置する可否ならびに会長制を設置する場合の会則第五条、第九条の改正について

二、 諮問事項に対する当委員会の意見

(一) 現行幹事制に対する意見

1、 現行幹事制は所属各会とのバランスが良く保たれ、かつ運営は極めて民主的に行われており、学校ならびに

他会に対しても本会の実力を十分發揮していると思われる。

2、幹事長の任期が短いため交替が多く、これに伴う知名度は若干落ちるとしても本会の実力を發揮するうえでは支障はないと思われる。

3、継続性という点では会長制が良いように思われるが現行幹事制においても十分前任者の意向をくんで行っているのでとくに支障はないと思われる。

4、任期が短いため支部における功労者の表彰の対象者はいないことになる。

(二)会長制を採用した場合の長所

1、学校ならびに他会に対し知名度が高くなり、影響力がより一層大きくなる。

2、継続性が保てるので、中大法曹会の力をより良く發揮できる。

3、中大法曹会でも会長が表彰（一〇年）の対象者になることができる。

(三)会長制を採用した場合の問題点

1、会長の選任方法をどうするか問題が多い。

現在は東京三会で順次幹事長を出しているので幹事長の選任については大した問題は生じない。

2、会長制である以上長期となるが、その任期をどうするか。

3、任期が長期となるためボス化する虞れがないか。

4、会長制を採用しても会務執行者として幹事長制も採用せざるをえないが、会の代表権をどうするか、両者の

権限

(四)現在会長制を採用している主な支部

1 国会白門会 2 南甲俱樂部 3 學員體育會

右の支部の内外における会長制に対する一般的な評価はどうか。

1、ある会では、会の役員等の人事や学校にせいせんする人事などについて会長がこれを左右する結果ボス化し、不公正となつてゐるのではないか、との意見があつた。

2、先輩を会長にするため、会のまとまりが良いとの意見があつた。

(五)以上のとおり意見が多岐に分かれたので、当会の顧問、参与、幹事(二三〇名)に対し、会長制採用につき賛成、反対のアンケートを実施した。その結果一一二名より回答があつた。その集計結果は次のとおりである。

回答の内訳

①会長制に反対するもの(うち強い反対意見もある)

五四通

②会長制に賛成するもの

四九通

(うち会長制に賛成するも任期に条件をつけるもの八通、賛成しながらしかるべきとするもの一通)

③多数意見に従うとするもの

二通

④意見を一任するもの

一通

⑤どちらも良いとするもの

一通

⑥留保(問題の所在が不明のため)

五通

(六)以上のアンケートの回答の結果に基づき、さらに当委員会において審議した結果、当委員会は、会長制採用の可否は重大な問題であり、さらに今後慎重審議を尽すべきであるとの結論に達した。よつて本諮問は今後繼續審議とされたく答申いたす次第であります。

中央大学長期ビジョン答申

昭和五八年四月一五日

中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会

委員長 松 井

宣

中央大学法曹会

幹事長 潤澤國雄殿

一、国際交流の拡大強化

我々は、学員会が母校中央大学創立百周年記念事業に関する答申において、国際性豊かな大学運営をはかり、日本の中中央大学から世界の中央大学に雄飛させることを希望し、このため国際交流の活発化に一層の努力の傾注せねばならないことを提言し、国際交流センター並びに国際交流基金の創設を答申したことを受け、長期ビジョンとして、次のことを提言する。

- (1) 留学生受入れの拡大、強化
- (2) 海外在留邦人の子女（いわゆる帰国子女）の入学についての特別入学試験ないしは推薦入学制度
- (3) 國際的にディプロマ（学位）を取得できるよう単位認定について外国の大学との相互尊重をはかること
- (4) 大学を卒業して国際的部門に進む者（企業においてそのような職務担当を命じられた者も含む）に対する特別の指導、教育

- (5) 全学的国際適応力の増強

- 二、大学院及び研究体制の質的充実

大学の基本的機能は、教育と研究である。従つて大学が標記機関を充実させることは、その本来的使命である。

国は近年、大学院制の改革、拡充を積極的に推進し、大学院のみを置く独立大学院制度をも創設しているのであるが、財政難を理由として国立の大学院の拡充整備のみを意図して居る結果、将来官（公）立大と私大との間に格差を生じる虞があるので、我々は、中央大学が各学部の大学院の現状を見直し、研究者養成機関として大学院及びそれにふさわしい学術研究水準を維持発展させるため、次の方策を講ずることを提言する。

- (1) 研究時間をやすための教授助教授の増員、研究に必要な職員の配置、研究費の増額、研究設備の充実、その他研究条件の拡充整備とその管理運営体制の確立
- (2) 研究者養成機関としての大学院博士課程における組織的体系的な研究教育計画の策定と実施
- (3) 共同研究会議による個々の教授助教授の研究テーマの選定とその研究成果を公表する制度の確立
- (4) 右研究成果の公表等を判断資料とする教授助教授の任期制度の採用と終身雇用制度の再検討
- (5) 優秀な助教授教授を育成招聘するための公募制の確立とその公正な運用

三、開かれた大学へ

大学教育が普及し、大学出身者であることは今日ではエリート足り得ない。社会には極めて高度の経済的発展に対応し、真に充実した文化を求めて学術研究を希求する大衆が増大することが予想され、大学はその生涯教育に応えねばならず、この激変な社会変動に取り残されないためには、大学は自らの枠にとらわれず、新しい視野における産学共同化乃至学際的国際的最高レベルの教授（講師）を選ぶことによつて、開かれた大学の基礎を確立するため、左記措置をとることを提言する。

- (1) 公開専問講座の恒常的な設置

- (2) 学員又は地方大学との協力、提携による長期かつ定期の講座（公演を含ませる）の開設
(3) 立教大学或は名古屋大学がすでにはじめた公開化の方策を検討し、独自の、あるいは類似の入学制度の採用等を検討し、推進すべきこと

四、社会変動研究所（仮称）の設置

我々は、前記の提言をなすに当つて、これを強力にすすめるための財政措置については、中央大学の現況よりして可成りの時の経過が必要であろうことを予測し、且つ我が国が二十一世紀社会に適応するためには、「技術立国」が必然とされると共に、二十一世紀をよりよき時代とするためには、科学・技術を人間性尊重の方向に展開していくことが何よりも重要であると思料するので、大学はこれに対応し、適時新学科新学部を開設し得るよう社会変動研究所（仮称）乃至同旨継続委員会を設置されることを、併せて提言する。

